

成年後見制度住民向け学習会を開催

令和2年11月4日（水）水戸市役所本庁舎にて、水戸市社会福祉協議会と水戸市高齢福祉課及び障害福祉課が共催で、成年後見制度の普及啓発を目的とした「成年後見制度住民向け学習会」を開催しました。学習会には、地域住民や福祉事業所の職員等33名が参加し、成年後見制度の理念や概要について学びました。

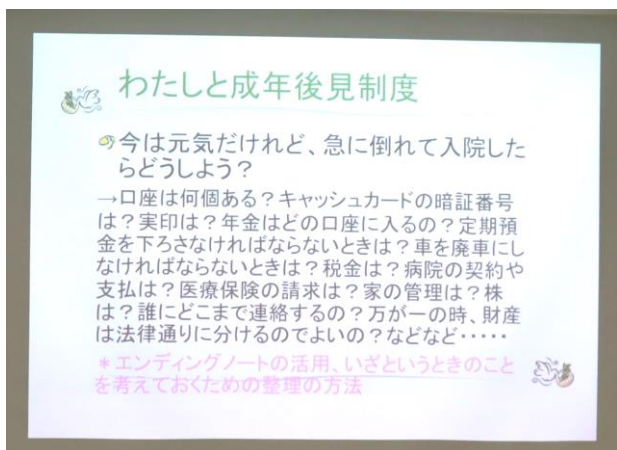
講演 成年後見制度について ～将来、安心して暮らすために～
～権利をまもるためのしくみの一つとして～

講師：大田和 裕子 社会福祉士（茨城県社会福祉士会）

学習会では、成年後見制度施行の流れから、理念、概要について講演していただきました。その中で、ある知的障がいの方の「最近体重が増えたから、スポーツジムに通いたい」という希望を叶えるため、成年後見人として関係者と連携し、「ジムのルールを理解すること」、「ジムの利用料が収支に見合っていること」、等の課題をひとつずつクリアすることで、実際に通えるようになった事例が紹介されました。この事例を通して、親族や支援者等（後見人等を含む）は、ご本人が何かを選択する場合に、その方の持っている能力を最大限に活用しながら自身で決められるように支援し、命の危険性がない限り、ご本人が導き出した意思を尊重することの大切さを学びました。



【熱心に聞かれる参加者】



【講師資料:急に倒れたとき、親族は対応できますか?】

また、判断能力が不十分な状態になった場合でも、自分らしい生活が送れるよう、「介護が必要になったとき」や「医療のこと」等、自身の想いを親族や支援者に伝えることができるエンディングノート の活用についての話がありました。

今回の学習会は、水戸市社会福祉協議会権利擁護サポートセンターと、県央地域の9市町村（水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）が協力して、地域で生活する方の権利擁護事業として進めている「成年後見支援事業」の取り組みの1つとして実施しました。

会場内に

成年後見制度と赤い羽根共同募金の啓発ブースを設置



○成年後見制度の利用に関する壁面，パンフレット等を設置しました。
講演会終了後にも複数の方から相談があり，成年後見制度への関心の
高さが伺えました。



○10月1日から始まっている赤い羽根共同募金の啓発を行いました。
赤い羽根の他、「ドラえもんのクリアファイル」、「納豆の妖精ねば〜る
君のバッジ」等を用いて，寄付を募りました。